

◎開会の宣告

(午前 11 時 00 分)

○議長（大塚純一郎君） 定足数に達しましたので、ただ今から、令和 2 年只見町議会 7 月第 2 回会議を開会いたします。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（大塚純一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚純一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において、9 番、三瓶良一君、
番、10 番、齋藤邦夫君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第 76 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第 2、議案第 76 号 令和 2 年度只見町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第 76 号 令和 2 年度只見町一般会計補正予算（第

5号)についてご説明を申し上げます。

令和2年度只見町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。というものであります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,857万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,933万5,000円としたい内容でございます。

1ページめくっていただきたいと思えます。そうしますと、第1表 歳入歳出予算補正、歳入、1ページになります。今回の歳入であります。補正予算の財源としまして、基金繰入金8,857万円を想定してございます。

一枚おめくりをいただきますと2ページになります。歳出の表になります。総務費から13の予備費まで、それぞれの科目で今回、新型コロナウイルス関連の対策あるいは休止の案件を盛り込んでございますので、詳細な内容は歳出の事項別明細で申し上げさせていただきます。

6ページをご覧をいただきたいと思えます。歳入になります。今回の歳入であります。冒頭申し上げましたように、繰入金としまして基金繰入金であります。8,857万円ですが、財政調整基金からの繰入を想定してございます。これにつきましては新型コロナウイルス関連の事業。これの財源としたい内容でございます。

ただ今お配りをしました資料は、先ほどの全員協議会でお配りをした資料とまったく同じであります。右方に、議案第76号資料ということで付いておるだけで内容は一緒でありますのでご承知おきをいただきたいと思えます。

続きまして、歳出のご説明を差し上げます。

○議長(大塚純一郎君) 地域創生課長。

○地域創生課長(星 一君) 7ページにまいりまして歳出でございます。

款の総務費。2目、文書広報費でございます。委託料としてホームページ防災対策リニューアル委託料ということで363万5,000円をお願いしております。お配りした資料のナンバー14になります。先ほどご説明を申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策等に係りまして緊急時に町民の皆様に必要な情報をわかりやすく伝えるということを目的にいたしまして、災害専用ページ等を作成する等々のリニューアルを実施をしたいという委託料でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

続けて、担当課長の説明をお願いします。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは7ページ中段であります。徴税费であります、2目、賦課徴收費ということで、役務費、軽自動車税環境性能割の徴収取扱手数料1万6,000円をお願いしているものであります。お願いします。

○保健福祉課長（増田栄助君） 続きまして、保健福祉課でございます。7ページ下段の児童福祉費の只見保育所費、朝日保育所費、明和保育所費。それぞれ1万1,000円の増額をお願いしてございます。これにつきましてはメール配信サービス利用料ということで、保育所から保護者の方へのお知らせ等、一斉メールで配信をさせていただいて、なるべく速やかにお知らせ等をさせていただくということで、小・中学校で使用されているアプリを、同様のものを使って、今回、お知らせをさせていただきたいということで今回増額をお願いしております。

おめくりいただきまして8ページ上段、保健衛生費の予防費でございます。消耗品としまして新型コロナウイルス感染対策事業ということで、資料の22番にございます消耗品購入、マスク、防護服。あとアルコール資材等々の備蓄品を今回、補正お願いするものでございます。80万9,000円でございます。よろしく申し上げます。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、観光商工課でございます。5款、労働費。労働諸費の1目、労働諸費であります。18節、負担金、補助金及び交付金ということで交付金、生活支援給付金5,000万円計上させていただいております。これにつきましてはお手元にお配りしました資料、17番になります。生活支援給付金給付事業ということで、新型コロナウイルス感染症による経済情勢の影響を受けまして、給与等が減収になった従業員の皆様等々、家計を支援するために給付金を支給するというものでございます。町内在住の方で本年4月以降におきます連続した3ヶ月の平均給与支給額、また前年同期の支給額を比較などさせていただきまして、20パーセント以上収入が減収している従業員等々に対しまして一人10万円を給付をするといったような内容でございます。

続きまして、6款、農林水産業費であります。農業費、5目の交流施設費であります。17節、備品購入費であります、庁用器具費、事業用備品658万1,000円あります。こちらにつきましては2点ございます。1点につきましては、交流促進センター季の郷湯ら里におきまして5月末に源泉ポンプが故障いたしまして予備ポンプとの入れ替え修繕を行っ

たところでございます。故障ポンプの調査を行いましたところ、通常、起こり得ない箇所の破損が見られました。既に設置から15年経過していることから、摩耗劣化が進んでいる状況でありまして、オーバーホールよりも、今回新規購入をして予備配置をさせていただきたいというものでございまして、こちらが578万2,000円ほどとなっております。もう1点が、新型コロナウイルス対策も含めてということになりますけれども、お配りいたしました資料の18番になります。地域住民や来訪者が利用する指定管理施設での感染防止対策ということで衝立20台ほどを購入させていただきたいものでございます。こちらにつきましては従来からの利用者からの要望等々もありまして、衝立設置については検討を進めてきたところでございますが、今般の新型コロナウイルス感染症対策といったようなものを含めて、レストラン及び浴室前の休憩所、さらにはむら湯の休憩所に衝立を追加購入して設置をしたいものでございます。こちらにつきましては79万9,000円の予算を予定しておりまして、合わせまして658万1,000円の予算をお願いしたいものでございます。

○農林建設課長（渡部公三君）　続きまして、9ページでございます。林業費であります、林業総務費では500万の増額補正をお願いしております。これは鳥獣被害の拡大に伴いまして、農作物鳥獣被害防止対策事業費の補助金を増額して対策を強化するものでございます。主な内容といたしましては、これまでの補助事業に係る町民負担の軽減を図るために補助率を上げ、また事業メニューにつきましても増やして、地域の状況に応じて取り組めるような事業としたところがございます。特に集落等で電気柵等を設置する場合には70万円を上限に全額補助とすることや、それから爆音機とか、鳥獣の撃退器、そういったものの購入。それから緩衝帯を整備する。草刈とか、そういったことによって緩衝帯をつくるような取り組みにつきましても、同じく70万円を上限に全額補助とするということでもあります。本事業につきましては、これまでも議会の担当委員会、経済文教常任委員会でも支援対策の強化への意見をいただいております、また区長会等でも鳥獣被害対策について要望を受けておりまして、今般、早急に予算措置をして対策を図るものでございます。よろしくお願いたします。

○観光商工課長（目黒祐紀君）　続きまして、観光商工課から、7款の商工費についてご説明をいたします。1項、商工費の2目、商工振興費であります。18節、負担金、補助金及び交付金。交付金ということで事業継続支援給付金3,000万円であります。こちらにつきましてはお配りいたしました資料の16番のほうになります。新型コロナウイルスによる経

済情勢の影響を受けまして売上が減少している事業者等の事業継続を支援するといったようなことで想定をしているところでございます。令和2年4月以降で、前年同月比20パーセント以上売上等が減少している事業者等々に対して給付金を給付するということで一事業者15万円ということで想定をしたものでございます。

続きまして、7目、保養センター管理費であります。10節、需用費の修繕料。修繕料で30万円でございます。こちらにつきましては、当初、50万円の緊急修繕予算ということで当初予算で計上させていただいているところでございましたが、今般、循環器ボイラーであったり、壁内配管の破損漏水など、突発的な修繕箇所が発生しておりまして、今後の修繕予算に不足を生じる見込みがございますことから、今回30万円ほどの修繕料の増額計上をお願いしたいものでございます。

○町民生活課長（渡部高博君） 9ページ最下段であります。消防費であります。1目、非常備消防総務費であります。消耗品として265万3,000円ほどお願いするものであります。これにつきましては資料ナンバー15番のものでありまして、災害発生時に避難所におきますコロナウイルス感染症対策のためにダンボールでできたパーテーション、敷きマット、消毒薬、マスクなど、備蓄品をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

○教育次長（馬場一義君） 続きまして、10ページ、教育委員会です。小学校費の学校管理費、修繕料123万6,000円でございます。これについては朝日小学校の校庭前庭の部分に桜の木8本ほどございまして、その桜の枝が枯れている箇所があるということで、そういった部分をまとめてちょっと伐採をしようということで計上させていただきました。

それから保健体育費の体育施設費。施設維持補修工事で67万4,000円。こちらはお手元資料のナンバー21、町下町民体育館への網戸を設置して換気ができるようにしたいという内容でございます。

○総務課長（新國元久君） 13款、予備費であります。今回、1,236万7,000円の減額をもって調整をさせていただいております。

冒頭申し上げましたように、今回の補正予算のうち、新型コロナウイルス関連については今回は財政調整基金で、そのほかの緊急対応等々の補正予算につきましては予備費の補正をもって対応をさせていただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） これで説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 労働諸費の5,000万について、生活支援給付金ということで、先ほど全協で審議した、ナンバー16の件だと思う…

○議長（大塚純一郎君） 生活支援はナンバー17です。

○3番（酒井右一君） 17か。17だな。これについては、先ほどと同じこと言いますが、いわゆる国なり政府の枠内での事業だと思いますが、具体的なその基準。誰に交付するのか。どういう人に交付するのかというものはあるのか、どうなのか、お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今ほどのお質しでございます。具体的な基準というようなことでございますが、現在想定をしておりますのは、給付対象者としましては、まず1点目としまして、本年4月1日以前から町内に住所を有し、且つ、申請日現在、引き続き町内に住所を有している者。まあ、住民という括りでございます。二つ目として、申請日現在において期間の定めがなく雇用されている者。または雇入れから一年以上、引き続き雇用されている者という括りでございます。ただし、ここには個人事業主また専従者としての家族従業員等、また会社役員、国または地方公共団体の職員は除かせていただきたいというふうに考えております。また、3点目でございますが、本年4月から12月までのうちに連続した3ヶ月間における平均給与支払額と、前年同期の3ヶ月の平均給与支払額を比較をしまして20パーセント以上減少した方。さらには、減収後の平均給与月額が33万円未満ということで日額1万5,000円ということで、雇用調整助成金の日額1万5,000円を基礎にしまして、この基準額未満である者ということで高額所得の方は除くような形での対象者の選定を想定をしております。

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） この給付金につきましては、町独自の対策ということになりますので、国の基準等々はございません。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） であれば、これ、やはりあの、きちんとした基準を作って、書き物にして、さっき全協で申し上げましたが、交付要綱なり、何なりという形で、皆さんが納得す

るような形で、従来どおりホームページに挙げるなり何なり、そういうその、町としての態度を明らかにするべきだと思いますが、これについてはどうですか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 交付要綱等につきましては、今般、ご議決をいただきまして予算確定後に、最終的に要綱を発議・決裁といった形で町長の承認をいただいた後にホームページ等で周知をかけるということになるかと思えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 7番の文書広報費と、それから9ページの非常備消防総務費なんですが、こちらのほうは防災対策ということで一般質問でも触れさせていただきましたが、特にあの、ホームページの防災対策リニューアル委託料ということで、ウェブ環境、そちらのほうを整えられるということで良かったなと思えます。それで、先日なんですけど、県のほうにも防災の監視カメラ、河川監視カメラを台風19号の教訓もあってということで、増設されるという記事が出ておりました。それでその中で新聞の記事にあったのが、いろんな携帯でも見れるということであれなんですけど、そういう整備が県のほうでたいぶ進められる。で、町もそういうふうに進められるということで本当に良い方向であるんですけど、ただ、新聞の中で言われたのは、いわゆるインターネットにつなぐ環境にない方。いわゆる高齢者だとか、いっぱいおられますので、その辺への情報伝達がやはり大きな課題だというふうに言われています。その辺については県のほうでも市町村と連携し、そういうものを構築していきたいというような記事が載っておりましたので、是非、そういう分も含めながら住民の安心ということで情報の（聴き取り不能）ですか、やはり高齢者、それからお年寄りについては一番、安否確認、大切な分もありますので、情報提供も漏れのないような形での制度の構築をお願いしたいなと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 矢沢議員のご質問でありますけど、ホームページの環境整備ということで、現在も、あるはあるんですけど、やはり見づらい箇所に河川情報と防災情報ありますので、その辺も含めて対応させていただくということと、あとネット環境のない方の対応でありますけど、それにつきましても防災行政無線を使いながら、十分な周知等していき

いと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 2点ほど伺います。

まずは歳入の部分で、基金繰入金として財調から8,857万円。先ほどあの、全協の時の説明であった時に、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の実施二次分で1億9,435万4,000円を見込んでいるということなんですけれども、これ、当然あの、入ってくれば、またあの、基金に戻すということになろうかと思うんですけれども、これあの、残った部分の、残った部分というか、1億9,000万から8,800万を引いた部分ですね、その部分をまた9月会議ぐらいに提案したいというお話がありました。その中で、この交付金の、いつまでに、そうやって申請をしなければならないか。年度内いっぱいぐらいで大丈夫なのかどうか。その辺のお伺いをするのが1点と、それともう一つは歳出の際の、9ページ、農作物鳥獣害被害防止対策事業補助金の500万円。これ委員会でも、この補助金の利用実績が非常に少なかったんですね。非常に少なくて、鳥獣被害は拡大しているということで、なんとかあの、もうちょっと利用でき易いように拡大してはいかかかと、サービスを拡大してはいかかかという提案をさせていただいて、その通り、それを考えていただいた予算補正かと思います。その点については非常に評価できるんですけれども、今度、これを、どうやって使っていただくか。ただ単に周知しただけでは、委員会の時もお話が出ましたけれども、各集落によっては、やりたくてもやってくれる人手がない。高齢化して、なかなかできない。また、設置してもその後の管理がなかなかできない。そういった中で維持管理に関しても苦労されるのではないかというふうな意見が委員会でも出ました。そうした中で、この補助金を使ってやっていただくということについて、集落単位ということでもありますけれども、集落単位、また個人もありますけれども、集落単位でなかなかできない人達、できない集落への支援。どのように考えていらっしゃるのか。そこを1点だけお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 一つ目の臨時交付金の概要であります。今ほどお話しがありました、第二次分として1億9,435万4,000円の枠がまいっております。今回8,800万余りですので残りということになりますが、実は第一次分が5,553万8,000円

の枠で、これも決定しております。しかしながら、第一次分の事業計画で5,553万8,000円を大きく超えておりました。併せまして今現在、交付限度額が全部です、一次・二次合わせますと、2億4,989万、約2億5,000万になってます。そういったところですけども、一次・二次足しまして、今のところの全体のスキームが、2億2,900万、約2億3,000万になってます。このうち第二次で、これはあの、該当しないよというものが出来れば単独費ということで、これ、今後の調整になります。ですのでまあ、全部仮に該当になったとしても、まだ2,000万円ほどの残はあるということで、この事業計画うまく組んでいく。あるいはこれによらない計画もこれからしていくということになろうと思います。そういったうえでですけども、今回の二次の交付金であります。計画の提出期限が9月末になっております。ですので、それまでにまた新たな計画の追加。これも議会の皆様方と協議をしながら追加をしまして、実施をさせていただいていきたいなというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 鳥獣被害対策の取り組みについてのご質問でございます。今回、この補助事業の内容を見直しをした中で、区長会等でも区によっては独自に罾を仕掛ける、そういった免許を取得して、集落ぐるみで実施をしようというような動きもございます。この間の7月3日でしたか、の区長会でも私のほうから説明申し上げたのは、やはり町の方でも対応できる限界もありますし、今、捕獲隊の方に様々対応していただいておりますが、これもあの、限度がございます。やはりあの、一集落一捕獲隊を組んでいただきたいと、そういったお願いをしております。そういったお願いに基づいて、今回、補助事業のメニューを構成したものでありますので、単なるあの、補助金ばかりを交付することばかりではありませんので、どういったことが効果的なのか。また、鳥獣によってはどういう習性であったり、どういうその地域での動きがあるのかということも、これは地域が一番わかっているものだというふうに思っておりますので、そういった駆除、具体的なその駆除であったり、駆除の対策も情報提供を区長さん、またはおしらせばん等々通じまして十分に啓発をしながら地域ぐるみで取り組んでいただくというようなことを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君）　まず歳入の分の臨時交付金の内容、十分理解しました。それでまだこの後もコロナ対策に対しては独自の支援策等出てくると思います。前回、矢沢議員も発言されましたけれども、この交付金枠内だけに留まらず、本当に困っているところには厚い手を差し伸べていっていただけるように、これ、みんな、今日のも一時金ですので、これ、継続してやっていかないと、なかなか厳しい事業試算もあるのかなというふうに思いますので、お願いしておきます。

それから鳥獣被害のほうですけれども、実際問題、捕獲隊というのも人数がなかなか足りていない。そして集落隊でというお話もありましたけれども、それもなかなかあの、難しい。そういった中でやっぱり必要なのは捕獲隊の広域連携を組むとかですね、町内だけではちょっと難しいという町村が集まって、その捕獲隊、今日は只見に行きましょう。今日は金山に行きましょうとあって、そういったことを考えていかないと、町内だけで全部消化して、捕獲していきましょうというのでは、なかなかこれ、増えないと思いますよ。捕獲隊を増やそうと、それはあの、町内で増えれば一番良いんですけれども、町内で増えたとしても、例えば、私63歳で、今年4になりますけれども、これから鉄砲の免許を取っても、動物の足には到底追いついていけそうにはないという集落がほとんどではないかと思います。罾にすればいいのかもしれないですけれども、罾だって、資格を持った人が仕掛けた罾なら掛かるということではないです。やっぱり罾掛け慣れた人、そしてあの、動物の習性を良く知った人でないと、やっぱりなかなか掛からないという話を聞きますので、そういったところの指導であるとか、そういったものも必要ではないのかなと。資格ばかりではないんで、経験も必要なことはあります。広い範囲で考えて、やっぱり動物を少なくすると。少なくすることというのは難しいですから、里からちょっと奥に引っ込んでいただくというような政策をとっていただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君）　総務課長。

○総務課長（新國元久君）　新型コロナウイルス関連についてですけれども、お質しのとおり概ね2億5,000万程度のその臨時交付金の枠にこだわった事業展開ではなくて、本当に町民の方々が必要とする有効な施策。町長も切れ目のない施策で経済対策等々、町民生活の安心、安定というふうにも申しておりますので、そういったことを目途に今後とも計画を進めてまいります。財政調整基金等あるいは各種補助金等活用しまして有効な施策を検討して

まいりたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 鳥獣被害対策に関しまして、捕獲隊の絶対数が足りているのかということ。それからあの、地域連携ということ、非常に重要なことだというふうに思います。罾の免許の取得は捕獲隊に入っていただくことを前提に補助を今出しております。それをもって各集落に捕獲隊、小規模であっても捕獲隊を置いて、そして罾を仕掛けられる状況にして、地域の実情に合った罾の設置対策を取っていただくと。それが捕獲隊員が町全体の捕獲隊との連携によって、駆除であったり、自主防衛に繋がっていくものかというふうに考えておりますので、捕獲隊の連携。これは大変重要なことだと思っておりますので、今後、機会を設けまして、そういった対策を経て、集落とも効果ある事業に向けて進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 3回目であります。

悩ましい問題で、町長も先ほどの全協では、7月22日からG o T oキャンペーンということで、あとはまあ、いわゆる催事、その他協議なんかのその主要人員の首都圏についての、その拡大戦略、ブレーキとアクセルと両方の話であります、東京の感染率なんかを見れば、非常にこう、見えるかどうか、こんなふうな形ですごい状況になっております。こういう状況で7月22日に前倒しをしてG o T oキャンペーン。これは国の方針ですから、只見町として非常なその、高齢者を中心に不安を持っておられます。聞いてみると。これ、あれですかね、率直にその、アクセルは今の給付関係で、いわゆる経済についてのアクセルは踏んでおられる。さらには、先ほど鈴木議員の、独自の政策も考えていくということでしたので、これと併せて、ブレーキの分として、7月22日までに前倒しした。これについて8月まで、町、いわゆる公共施設における閉鎖。駐車場でありますとか、休業とか、民業まで圧迫するつもりはございませんが、いわゆる官として営業しておられる収益施設あるいは駐車場、集客施設の8月まで様子を見るというような考えはございませんか。私自身は迷っておりますが、当局でどう判断されるか。町民の心配は非常な心配なんです。その心配は感染者無症状。無症状が有症になっていくという過程で2週間ほどかかるんだそうであります。これがあの、

言葉は悪いですが、東京の問題で済めばいいんですが、我々高齢者、50パーセントぐらいの高齢化率の中で、この感染を招き入れるようなことになれば大変なことだと思って、前倒しについて非常な疑問を私は持っておりますが、これ少し、様子を見る意味で、従来どおり8月からというような判断はされませんか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今、国が進めようとしておりますG o T oキャンペーン、先ほどの全員協議会の中でも申し上げました。結局、8月までということになりますと、町の施設といえますか、それにつきましては、大きくは宿泊施設、湯ら里と公社が運営している施設を閉鎖ということには、これはできないというふうに理解しております。ということは、福島県知事も、要するに発生していない地域からの誘客は進めてます。これはそうです。ただ、今問題になっているのが、発生地域からの誘客。これについての課題ですので、その呼びかけ方について、例えば8月ということをもっていきますと、只見町の場合、お盆があります。ということは、私達の家族やなんかが、関東に行ってる人までの呼びかけというのは当然、不安が出てまいりますので、誘客以外、それから施設を閉鎖するだけでいいのかということとは十分議論していかなきゃならないと思いますので、その点あの、内部議論を進めながら方針はメッセージとして出していきたいというふうに考えておりますので、今、単純に、こうしますということにはちょっと言えないところもあります。ということは、既に各施設自体、予約を受けているということはあるので、その中から一部の人だけに絞るのか、全体を絞るのかというのは、ちょっと、非常にあの、宿泊業全体についての統一を図っていく必要がありますので、いろんな方のご意見を聞きながらその点に対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 観光商工課の資料の中に、1番から8番まで、湯ら里、保養センターの閉鎖の時期が書いてありました。で、やはり町長おっしゃるように、8月は帰省の時期になります。そういった場合に、今、この予算の中で予備費という、各課の備蓄品、備品で買われておりますマスクとか消毒液が災害の時もありますけども、この中に例えばですね、閉鎖はしない、例えば旅行村なんかは若い人が集まりやすい。帰省して、関東在住の若者が集まったりするのは当然考えられますが、その場合に、町として、例えば消毒液、それからマ

スクをこの予算の中でみておられるのか。それともマスクは、例えば忘れる場合もあるわけですよ。例えば同級生が集まったり、そういった場合まで、この予算の中でみておられるのか。それからまあ、当然、個人の判断になりましようけども、個人の判断で、お盆には当然、湯ら里なんかは大変、いつもの年だと混み合う状況になります。町民は、その混み合いを当然、関東圏のお客さんが入っていらっしゃるといふことで、避けるという傾向も当然出てくるわけですよ。お年寄りなんかは、今年はお盆は、例えば他ナンバーだけでちょっと嫌な思いをする方もお年寄りの中にはいらっしゃいますけども、町として、これは観光誘客、それから、はっきり言えば振興公社の経営自体に大きく影響する部分だと思いますが、そういった、例えば備品、そういったものまで、例えば湯ら里行った時にマスク忘れた。旅行村行った時に忘れた。そういったところまでこの予算の中ではカバーなさっているのでしょうか。それをお聞きします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ただ今のお質しでございます。各指定管理施設における新型コロナウイルス対策といったようなところでございます。基本的には、従来、指定管理施設につきましては、いわゆる消耗品的なその営業に関わる消耗品的な部分につきましては、指定管理施設のほうで対応していただくということ。ただ、施設に関わる、いわゆる備品的な部分については町のほうで購入をして設置をし、それを使って営業していただくといったような従来の方針がございます。今回、備品購入費ということで衝立の購入。こちらにつきましては従来の方針ということで備品でありますので、こちらについては新型コロナウイルス対策ということも含め、また利用者からの要望も含め、今回、予算化をさせていただいたところがございます。で、そのほか、マスクであったり、消毒薬であったり、そういった消耗品的な部分につきましては、従来の方針を踏襲をさせていただいて、各管理施設で、ということになりますけども、今般の補助金が設定をされておりますので、一般の民間事業者と同様の補助金の中で支援的なものはしていくといったようなことで設定をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 資料いただきました。全協と同じ資料でございますが、そうすると、1ページ目というか、ページは振ってないんですが、表のほうに、A B C D E F Gまであります。A。それからB。ほとんど2項目以外は一致しております。で、最終的にトータルを

見ますと、93万その他ということでありませけれども、見方としては、総事業費、それから総事業費のDの部分は国から補正で、町、財調に繰戻されるという見方でよろしいのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料ですけれども、Aが総事業費。そしてBがそのうちの補助対象事業費。Cが国庫の補助ですので国からくる分。国庫補助。これ、ほかに、国庫補助の補助残をこの交付金で充てる場合もありますので、そういったところに該当するのかなと、この国庫補助はそういう国庫補助というふうに認識をしております。Dが交付対象経費でありまして、これがあの、国からくる、今回の事業の経費。そしてまあ、起債の予定は今回ございません。その他でありますけれども、これは見方としましては、あるのが11番、11番でありまして、高校生を対象としたオンライン企業説明会。100万円の総事業費ですけれども、只見、南会津、下郷、3町でやりますので、総事業費のうち只見町の負担金は20万円。これが国から交付金でくる。80万円は南会津と下郷の2町の負担というような見方でございます。併せまして、その20番、学校臨時休業対策事業費の補助金であります。これは総額が38万5,000円の事業でありますけれども、交付対象として25万5,000円。そのほか、前回の補正でありましたけれども、雑入等で受け入れるもの13万。そういった財源がありますので、こういった表となっております。この表、非常にちょっと複雑で見難いんですけれども、総事業費がありまして、交付対象経費があります。この交付対象経費をなんとか国の臨時交付金、該当するようにということで進めるわけであります。一次については決定をしておりますが、二次はこれから、先ほど申し上げましたように9月末が期限ということになっておりますので、それまで精査しながら、対象とならないものは申請しないということになりますけれども、そういったことで事業の展開をしていくということでありませるので、ご了解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） そうしますと、町の持ち出しと言いますか、現に、町自体のその財源、財調が減るとか、そういうふうには考えなくていいというか、全てが国からくる。ということは町独自の経費で、町独自の施策でやるというものは、今のところは考えられないのかなと。メニューは町で考えますが、その財源としては国からほとんどいただけるというか、交

付になるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今回の臨時交付金でありますけれども、一次・二次合わせまして、約2億5,000万の交付枠がございます。二次についてはまだ決定をしておりませんので、明確には申し上げられません。そういった中で、現在、交付対総額として見込んでおりますものが、約2億2,900万円、2億3,000万弱でありますけれども、全てこれが該当になるとすれば、今現在、国が準備している交付の枠は超えないわけでありまして、財政調整基金を活用した事業ということにはならず振替が可能ということになります。おっしゃるとおりです。しかしながら、先ほどのご質問にもございました、今後も切れ目のない施策。こういったことを町長、検討中でありますので、さらに9月あるいは9月を超えての予算提案もでございます。そういった中でこの額を超えてのコロナウイルス関連の事業展開も考えられますので、今後とも検討しながら協議をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第76号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

町長に発言の許可を出します。

町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今、議案につきまして決議をいただきまして誠にありがとうございました。

ここで、発言のお許しをいただきまして誠にありがとうございます。

この度、新たに生じた町職員の不適切な事務処理事案につきましてご報告を申し上げます。

令和2年度中に発生いたしました事案ではございますが、公文書の誤廃棄。そして町の契約関係書類の不適切事務処理、支払い事務等の不適切処理であります。

事案の概要を申し上げます。

まず公文書の誤廃棄についてであります。書庫保存文書の整理において、保存年限が経過したもののうち、所管課の確認により、保存年限の延長等の申し出があったものについて、適切な処理を行わず誤廃棄したものであります。これは職員の異動により担当者の交代がございましたが、事務引き継ぎが行われたにも関わらず、誤った認識の下、文書誤廃棄されたものであります。

次に、契約関係書類の不適切事務処理、支払等事務の不適切処理についてであります。町関係業者との契約書や請求関係書類等の紛失、また、それに伴い事務や支払いの遅延が発生したものであります。以前においても、複数回、同様の不適切事務処理等を行っており、今回また同様の事案も含めての不祥事発生は誠に遺憾でございます。

つきましては、担当の30歳代主事を停職12ヶ月といたしました。併せて、担当課長及び副課長に対し、訓告等の処分を行っております。いずれも昨日、7月14日付で処分を行いました。こういったことで関係事業者や町民の皆様方に多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、この場をお借りしましてお詫びを申し上げます。

今後こういったことが生じないよう、指揮指導してまいります。

また、この後、追加議案として私の処分についても提案したく存じますので、よろしくお取り計らいをいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町長発言終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君）　　ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　　ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第77号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君）　　追加日程第1、議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君）　　先ほど時間をいただきまして、ご報告をさせていただきました職員の不適切な事務処理事案に対する私の処分についてご提案をするものでございます。

議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和39年只見町条例第3号）の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。27 令和2年7月1日から令和2年9月30日までの町長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、別表、町長の項に掲げる給料月額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額（その際に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。附則。この条例は公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、佐藤孝義君。

○1 番（佐藤孝義君） この案件については、昨年度も、私、3月会議に町長の進退を伺った時に、十分に指摘した件でございます。で、また起こったということでございます。それで、これについては、今回のやつについては、初めてやった人間ではないと、前回もあったというようなことも聞いております。これはちょっと、やはり、これ、人事の問題ですからあまり言いたくないんですけども、やっぱ甘いんじゃないかなというふうに思います。おそらく、今回は、もう人事担当の総務課の人間みたいの、聞いておりますが、総務課長が、人事課長が、自ら監督する場所にいたわけですから、これはね、総務課長の責任も重いですよ。あれほど言ったにもかかわらず、またこういうこと起きるといことは、これはやっぱ処分の仕方、ただ町長の給料減額すれば済む。そういう問題じゃないと思う。これまた、停職して、また出てきて同じようなことになったら、また同じこと繰り返しますよ。やはりこの辺は、この前も言ったから、あまり言いたくないんだけど、もうちょっとしっかりした人事管理をやってもらわないと、これ、町民だって納得しませんよ。その辺を、ちょっときつく言いたいと思います。町長の考えをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長。

○町長（菅家三雄君） この事案につきまして、たしかにご指摘のとおり、職員に対する適正な指導ということもございます。これにつきましては担当課の中でも他の職員も踏まえて、十分対応はさせていただきましたが、結果がこうなってしまいました。これは非常に不幸なことではございますが、ただ、現在の地方自治法の中で、こういった懲戒の対応については手順がございます。そういった中で対応せざるを得ないと。そして、適正な形で対応させていただいたというふうに私は理解しております。で、ただ、課題としては残りますが、今後ともこういった事案につきましては厳正に対処していくよう努力をしてまいりますので、よろしく今後ともご指導をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

1 1 番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 本当、もう二度とこのようなことがないようにというお話は前回の時もされたと思います。けれども同じ人がもう一回やったということで、一番の問題はこうやって処分をすればいい、町長が責任を取ればいいということではなくて、本人が、どのように自覚して、反省して、今後の業務にどういう姿勢で向かうかだと思っんですよ。そういった時に、私は名前は申し上げませんが、本人を知っておりますけれども、ものすごく悪びれた様子もなく、堂々と仕事をしていらっしました。そういった中で、本人は本当に反省しているのかなというふうに、悪いんですけども疑問を持って本人の顔を見ざるを得ませんでした。そうした中でですね、本当にあの、職務に対してどのような管理体制を取っているのか。本人が、怒ればたぶん、反省してますと言うと思います。始末書を書かせれば始末書を書くと思います。12ヶ月休ませれば12ヶ月休むと思います。だけど、この後出て来た時に、もう一回やらない体制。それを休んでいる12ヶ月の間につくっていかなきゃならない。

それとあともう一つは、近年、中堅幹部の職員。これから役に立つという職員の退職が目につきます。そういったことも含めてですね、役場内の人心掌握。その辺をしっかりとっていただきたいというふうに思います。答弁願います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今回の事案につきましては、前回のこともあります。各担当課において、全ての職員が、その職員に対して、いろんな手を伸ばしながら対応させていただいて、非常に、課の中では大変だったと私は思います。そういった中でも、さらに努力に努力を重ねた中でも、なかなか、辞令がうまくいかなかったということについては非常に残念であります。こういったことにつきましては、できるだけ努力はするという事は、鈴木議員もおっしゃるとおりですが、それは今後ともしていく必要はあるというふうに思っております。ただ、周りで救ってやるのにも限界はありますので、その辺をどのように教育・指導していくかについては、町職員としての教育そのものも、また見直しをしながら取り組んでいく必要があると思いますので、ご意見を真摯に受け止めてまして対応させていただきたいと思っんです。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 非常に単純なことであります。本人は今回の件、反省はしているんでしょうか。そういった中で本当にあの、近年、パワハラとかで指導、後輩に対する指導と

か難しいことにはなっていますけれども、やはり、なんと言っているのかわかんねえけど、任命責任も十分あると思うし、辞めさせることはできないということは、その分使わなきゃならない。ちゃんとした使わなきゃならない責任もあるわけですよ。そうした中で周りでサポートするだけでいいのか。本人が本当にやる気を持って仕事に取り組んでいかなければ、周りのサポートする人達は自分の仕事も疎かになって、逆にマイナスでしか、マイナスの存在でしかなくなる。そういった人だったら、本当に給料くれてるも、その辺に座って何もしないでもらったほうがよっぽど役に立つような形になるかもしれない。また、そういったことを現実的にできないと思いますけれども、本当にそういったところでどうやって使っていくのか。どうやって反省しているのか。そういったところをしっかりと設定していただきたい。最後に答弁だけ。本人は反省しているんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 事案の経過の中で、何度となく、担当上司、それから課長が本人と話し合いをしながら、ここに至るまでの間、随分、教育はして、本人も反省してきていたと私は理解しておりますし、その対応については周りにいただけでもよくわかっておりました。そういったところは十分ご理解をいただきたいと思います。それで、そういったことも踏まえながら、残念ながら、またこのようになってしまったことに対して、誠に残念であり、それに対する責任は私は今回提案をさせていただいたというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） まあ、私としては初めて聞いた話ではありますが、話の内容からすれば、あれですか、町長が人事権あるとは言いながら、地方公務員法の29条だったか何かであります。これは法令担当の、県なり国、人事院、公平委員会、そういったところの見解もお伺いになって、総合的な判断なんでしょうか。まあ、想定ですが、鈴木議員は私は知っておると言われましたが、私は知りませんが、数、度重なる信用失墜行為、重大な、公務員としての服務規程違反であります。であれば、これはやはり皆さんおっしゃるとおりでありますから、ただ単に町長が法律の運用をできるということではないでしょうから、法律の運用の中で、今の処分が適切なのか。相談されたか。相談されたんであれば、どういう見解だったかお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） ここに至るまでには、庁内の審査委員会がございます。それを担当する部局は総務課でございます。その内容について必要があるものについては全て県のほうに照会をしながら、確認を行いながら、この対応をしてきておりますので、その点については内々の照会をしながら確認をさせていただいた中での懲戒というふうに理解をしていただきたいというふうに思います。

○3番（酒井右一君） 照会したかと聞いている。

○町長（菅家三雄君） 照会したと言っているんです。

○議長（大塚純一郎君） 照会した中身を教えてくださいという質問でございます。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 現在の懲戒の内容等について、こういうことが現実的に他の町村で、そういったものも事例等についても照会をしながら、そういった事例の中であった場合の内容について、県のほうから一つの指針は出ております。国からもきております。それに照らし合わせながら、対応をして、それと発令の手法、そういったところも全て県等の指導を受けながら、必要に応じては町の判断をしながら対応させていただきました。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 皆さん、これはあの、人の生活、人生を掛けた話ですから、大変重いわけでありますが、同時に、公僕という言い方はちょっと私も抵抗ありますが、公僕と昔は言いましたが、抵抗あるんですが、やっぱり広域を守っていく。全体の（聴き取り不能）なんでも言いますが、そういう中で繰り返し、法律的には職務上の義務に違反し、また、職務を怠った場合とか、全体の（聴き取り不能）にあたるに相応しくない非行があった場合等々あるんですが、何度も繰り返したという話を聞きますと、これあの、まさに皆さんおっしゃったとおり、非常に怖い話ですので、そこでまあ、町長減給するということまでいっておりますから、これについての処分の内容なり、反省の度合いなりを皆さんお伺いしているわけですし、このことが同一人物の繰り返しであるということが恐ろしいわけでありまして。意図的なものなのか、あるいは意図的なものというのは、おら面倒だから見なかったとか、そういう意味なのか。あるいはまったくもって、その過失だったのか。その辺まで調査をされて処分が適正だったかどうかを再度お伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 町の条例に基づく審査委員会の中で議論をして、それが報告あったものについて、私は適正であったと理解をしております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） すみません。事情があまりわからない中で発言させていただくので、ちょっと失礼なこと言うかもしれないんですけども、とても残念なことなんですけれども、要因の一つはですね、最近、教えていただいた難しいことではあるんですけども、悪いのは人ではなくて仕組みにあるという考え方をしなさいということをお願いされていた方がおりました、続けてやると、続けて実施されてしまうということはですね、個人の問題というよりは仕組みの問題というところをこれから是非考えていただきたいと思っております。で、それはどういうことかということ、業務の見える化という言葉がとてもよく、最近言われておりました、その見える化というところが課内でどこまでできているのか。どういうふうな管理体制に置かれているのかというところをもう少し違う技術の面から見ていただくと、もう少し違った結果ができるようになるかもしれないので、そのところ、いわゆるICT化という部分が最近言われておりますので、そういった見える化…

○議長（大塚純一郎君） 菅家君、議案とかけ離れた質問はしないでください。

○4番（菅家 忠君） 失礼しました。そういったところ、すみません。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） この件について。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 対応の仕方については、人事の中でも人事配置もしながら、ここなら、こういった事業種の中で対応は可能だろうということまでも踏まえながら対応して、そして過去のことも辞令として職員は承知をしておりますので、そういったところで職員も擁護しながら取り組んできてくれたというふうに私は理解をしております。そういった中で、結果的にこうなってしまったというのは、やはりどこに限界があるか、それはまだあの、私としても非常に悩むところでございます。指導の範囲を超える部分もあるのかどうか。そういったところについては、今後、十分熟知しながら対応していく必要があるというふうに思いま

すので、今後ともそういった形、町としてはやれるだけのことはやったというふうに理解をしておりますが、この行為に関しては法上、3ヶ月以内の不服の申し立てもごございます。そういった道もごございますので、本人は反省はしてはりましたが、そういった形で法に基づく対応で処理をさせていただきましたので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにごいませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

上着の着衣を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午後12時15分）

